

2022年8月18日

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ

**令和4年7月14日および令和4年8月3日からの大雨に伴い  
被災された地域にお住まいのお客さまに対する電気料金の特別措置について**

令和4年7月14日および令和4年8月3日からの大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社は、このたびの大雨の影響で災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域にお住まいの被災されたお客さま等からお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を適用いたします。

**1. 対象地域**

<災害救助法適用日：7月15日>

**災害救助法適用地域**

【宮城県】大崎市、宮城郡松島町

**隣接市町村**

【秋田県】湯沢市

【宮城県】登米市、栗原市、東松島市、宮城郡利府町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町

【山形県】最上郡最上町

<災害救助法適用日：8月3日>

**災害救助法適用地域**

【山形県】米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、西村山郡大江町、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町

【新潟県】村上市、胎内市、岩船郡関川村

**隣接市町村**

【宮城県】刈田郡七ヶ宿町

【山形県】山形市、鶴岡市、上山市、村山市、天童市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、最上郡大蔵村

【福島県】福島市、喜多方市、耶麻郡北塩原村、耶麻郡猪苗代町

【新潟県】新発田市

<災害救助法適用日：8月4日>

**災害救助法適用地域**

【石川県】金沢市、白山市、小松市、加賀市、野々市市、能美市、能美郡川北町

【福井県】南条郡南越前町

**隣接市町村**

【富山県】小矢部市、南砺市

【石川県】河北郡津幡町、河北郡内灘町

【福井県】坂井市、越前市、敦賀市、大野市、あわら市、勝山市、丹生郡越前町、今立郡池田町

【滋賀県】長浜市

<災害救助法適用日：8月9日>

**災害救助法適用地域**

【青森県】弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町

**隣接市町村**

【青森県】青森市、黒石市、十和田市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村

【秋田県】大館市、鹿角郡小坂町、山本郡藤里町、山本郡八峰町

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表\_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

「内閣府発表\_災害救助法の適用状況」 [https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

**2. 主な特別措置内容**

<支払期日の1ヵ月延長>

**災害救助法の適用日が7月15日となる地域のお客さま**

2022年6月分※、7月分、8月分、および9月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

※6月分については、支払期日が災害救助法の適用日である2022年7月15日以降となる地域のお客さまが対象となります。

**災害救助法の適用日が8月3日、8月4日、または8月9日となる地域のお客さま**

2022年7月分※、8月分、9月分および10月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

※7月分については、支払期日が災害救助法の適用日である2022年8月3日、8月4日、または8月9日以降となる地域のお客さまが対象となります。

**3. 特別措置の申込み方法**

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、弊社コールセンターまでお問い合わせください。

(0120-491-710 平日：9時～18時)